

令和7年第5回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和7年5月30日(金) 15時20分
出席農業委員 (17名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (0名)	
事務局振興 農地グループ	事務局長 池田 グループ長 横山 主 査 堀之内 主任主事 船盛 主任主事 富田 主 事 野田
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積等促進計画(中間管理権設定)の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・編入・用途区分変更)申出の意見決定」について 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 午後15時20分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和7年第5回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は9番委員と10番委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは早速議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農用地利用集積等促進計画の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案を意見決定するため審議を求めます。今月は中間管理権設定等26件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第18条第6項の解約通知が12件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、事務局へ一括し報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農用地利用集積等促進計画の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転1件、筆数2筆、面積1,468㎡。利用権設定25件、筆数38筆、面積74,847㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、原案のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりと意見決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が16件提出されております。この処分について審議を求めます。調査員の報告を求めます。 まず、国分1から3を17番委員。
17番委員	2号1番。申請地は敷根地区集会所の東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号2番。申請地は下井公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

	<p>2号3番。申請地は上之段公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人4、5を5番委員。
5番委員	<p>2号4番。申請地は朝日公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号5番。申請地は朝日公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人6を13番委員。
13番委員	<p>2号6番。申請地は、新川公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和7年6月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺7、8を14番委員。
14番委員	<p>2号7番。申請地は水尻公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号8番。申請地は安良小学校の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく次に横川9を2番委員。
2番委員	<p>2号9番。申請地は下尾田住宅の北西に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく横川10、11を16番委員。
16番委員	<p>2号10番。申請地は鷹屋神社の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に</p>

	<p>常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号11番。申請地は安良小学校の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に牧園12から14を8番委員。
8番委員	<p>2号12番。申請地は中福良公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和12年5月まで使用収益権を設定していたが、今回、合意解約が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。住所は始良ですが、毎日耕作をされています。</p> <p>2号13番。申請地は中野公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが令和7年10月まで使用収益権を設定しているが、解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において、農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号14番。申請地は市後柄自治公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島15を4番委員。
4番委員	2号15番。申請地は霧島小学校の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山16を19番委員に代わり15番委員。
15番委員	2号16番。申請地は牧之原小学校の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

	[全員挙手]
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、許可とすることに決定しました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外1件と用途区分変更3件、計4件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。調査員の報告を求めます。 まず、福山1を16番委員。
16番委員	3号1番。申出地は国師公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の隣接地一体事業に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分2を18番委員。
18番委員	3号2番。申出地は木原中央公民館の西に位置し、現況は畑と不耕作地である。用途区分変更目的は埋却予定地にするものである。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われ。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺3を9番委員。
9番委員	3号3番。申出地は立岩公民館の北に位置し、現況は畑の一部に農業用倉庫1棟を建築済みである。申出人が令和5年11月に本農地を取得したときに既に1棟は建築してあったとの始末書が提出されています。用途区分変更目的は農業用倉庫2棟と機械置場にするものである。周囲の農地の排水は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われ。以上です。
議長（会長）	次に、牧園4を6番委員。
6番委員	3号4番。申出地は中野公民館の北に位置しており、現況は、年月日不詳で造成建築済みであると始末書が添付されている。用途区分変更目的は農業用倉庫2棟と機械置場にするものである。周辺農地の排水は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきましてご意見、ご質疑等ございますか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	それでは質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することとし、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が8件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査員の報告を求めます。 まず、国分1を16番委員。
--------	--

16 番委員	<p>4号1番。申請地は市営須戸川団地の北東に位置し、現況は車置場である。なお、平成28年12月頃車置場にしてしまったという経緯書が添付されています。農用地区域は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は貸車置場を建設するもので、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分2、3を3番委員。</p>
3 番委員	<p>4号2番。申請地は天降川小学校の北に位置し、現況は造成済みである。なお、平成20年頃に宅地造成し、宅地拡張及び駐車場にしてしまったと経緯書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地392.83㎡を一体利用するもので、全体計画面積は634.83㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>4号3番。申請地は天降川小学校の北に位置し、現況は駐車場である。なお、平成20年頃駐車場にしてしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分4を18番委員。</p>
18 番委員	<p>4号4番。申請地は県立国分高等学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、隼人5を12番委員。</p>
12 番委員	<p>4号5番。申出地は餅田公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。なお、年月日不詳で植林をしてしまったと始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に植林済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人6を13番委員。</p>
13 番委員	<p>4号6番。申出地は小野小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成3年1月5条許可不履行の経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、横川7を2番委員。</p>
2 番委員	<p>4号7番。申出地はよこがわ物産館よいやんせの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、</p>

	計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に福山 8 を 19 番委員に代わり 15 番委員。
15 番委員	4 号 8 番。申出地は大廻地区公民館の北東に位置し、現況は畑で一部通路である。なお、年月日不詳で一部造成してしまったと始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場、通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定いたしました。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 17 件 提出されておりますので、この処分について審議を求めます。これも調査委員の報告を求めます。 まず溝辺 1 を 17 番委員。
17 番委員	5 号 1 番。申請地は石峯公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 2、3 を 3 番委員。
3 番委員	5 号 2 番。申請地は市営住吉団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 5 号 3 番。申請地は舞鶴中学校の西に位置し、現況は実行済みである。なお、令和 7 年 2 月頃、宅地にしてしまったと始末書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張であり、既に実行済みである。また、隣接する宅地の 207.56 m <sup>2</sup> を一体利用するもので、全体計画面積は 282.56 m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 4、5 を 10 番委員。
10 番委員	5 号 4 番。申請地は剣之宇都公民館の南に位置し、現況は畑である。なお、令和 5 年 4 月頃造成に着工してしまったと経緯書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地

	<p>に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅9棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号5番。申請地は国分中学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分6を17番委員。
17番委員	<p>5号6番。申請地は敷根コミュニティ広場の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は運動場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分7から9を18番委員。
18番委員	<p>5号7番。申請地は北公園の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は看板用地、倉庫1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号8番。申請地は国分中央高等学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地344㎡を一体利用するもので、全体計画面積は498㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号9番。申請地は国分中央公園の南東に位置し、現況は造成済みである。なお、令和7年2月頃建築着工してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、実行中である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人10を5番委員。
5番委員	<p>5号10番。申請地は宇都山公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。なお、今回の申請に当たって面積超過理由書が提出されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人11、12を12番委員

12 番委員	<p>5号11番。申請地は高畑公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号12番。申請地は中姫城公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は店舗1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人13から16を13番委員
13 番委員	<p>5号13番。申請地は小野小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成3年1月5条許可不履行の経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号14番。申請地は小野小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成3年1月5条許可不履行の経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号15番。申請地は隼人町新川防災センターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号16番。申請地は住吉公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場、貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく牧園17を8番委員
8 番委員	<p>5号17番。申請地はし尿処理施設清水館の南東に位置し、現況は栗園である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。つきましては、6月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件については、意見聴取することといたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条事業計画変更承認申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。 国分1を10番委員。
10番委員	6号1番。申請地は剣之字都公民館の南に位置し、現況は畑である。転用目的は建売住宅9棟及び通路を建設するものである。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用排水路は確保されています。家庭用排水は浄化槽を通して水路に流す計画のため問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上報告します。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。只今の報告につきまして、ご質疑・ご意見等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	はい。それではご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」につきまして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定をいたしました。以上で、令和7年第5回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、以上で令和7年第5回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午後16時5分